



特定非営利活動法人 **DPI** (障害者インターナショナル) 日本会議

Japan National Assembly of Disabled Peoples' International (DPI-JAPAN)

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5F

Tel: (03)5282-3730 Fax: (03)5282-0017

e-mail: office_en@dpi-japan.org

URL: <http://www.dpi-japan.org>



2014年4月7日

平成 26 年度 政府開発援助大綱改定に向けた要望書

要望の背景

WHO によれば、世界の人口の 15%が障害者であり、世界銀行の推計によればその 80%が開発途上国に居住するとされています。また、途上国における障害者は、様々な機会への参加が制約されており、その多くは貧困状況で生活していることから、国連ミレニアム開発目標(MDGs) 及び 2015 年以降の国際開発目標においても障害者を対象として目標達成に向け、積極的に取り込んでいく必要があります。障害者を含め MDGs で明記されなかった社会的弱者は、開発援助の過程で依然メインストリーミングされておらず、成長から取り残されることを強く懸念いたします。

政府開発援助大綱見直しに向けた要望

以上の背景をふまえ、障害種別を超えた障害当事者団体である DPI は、政府開発援助大綱の改定に当たり、以下の要望項目を提出いたします。

1. 新たな政府開発援助大綱は、「人間の安全保障」を優先する従来の方針を継続し、MDGs・ポスト 2015 年開発目標及び日本政府が批准する国連の諸条約に基づいて制定すること
2. 障害者や少数民族、難民、性的マイノリティなど開発の過程において周縁化されやすい人々が「社会的弱者」という一つの言葉に集約されてしまうことにより個別の配慮がなされないことのないよう、大綱の中に明記すること
3. 障害は分野横断的な課題であることをふまえ、多様な分野における開発援助の実施において障害者を包摂し (inclusive)し、障害者が他の者と等しく開発の対象となるよう以下の措置をとること
 - 3-1. 開発援助が包摂的なものであることを保障するため、計画策定から実施、評価にいたる様々なレベルにおいて最貧困層、排除されやすい社会的弱者層の当事者の参画を保障すること

- 3-2. 開発援助の成果によって得られるあらゆる設備、サービス、情報が、あらゆる人々にとってアクセシブルであることを保障するため、アクセシビリティに関する実施ガイドラインを策定し、援助を実施する際に適用すること

2006年12月、障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として国連障害者権利条約が締結され、我が国は2014年1月20日に141カ国目に同条約に批准しました。また2012年11月に日本を含む国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)加盟国により採択されたインチョン戦略では、政府が障害者の権利を保障、促進および擁護し、ならびに多様な部門において2015年以降の開発計画に障害の観点が含まれるよう促進するために中心的な役割を果たすことが述べられています。日本政府におかれましては、こうした障害者の権利の保障を求める国際的な潮流と経緯をふまえ、政府開発援助大綱の改定にあたり上記の要望を配慮し、推進頂きますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 DPI 日本会議
(担当:DPI 日本会議事務局 田丸・堀場)